

長崎市開発許可に関する条例第 8 条第 1 項第 1 号の市長が指定する区域一覧表

番号	名称	区域の範囲	指定日
1	三重田地区	三重田町及び畦町の各一部	平成 21 年 9 月 1 日
2	現川地区	現川町の一部	
3	間之瀬地区	平間町及び松原町の各一部	
4	松原地区	松原町及び古賀町の各一部	
5	中尾地区	田中町及び現川町の各一部	
6	牧島地区	牧島町の一部	
7	木場地区	木場町の一部	
8	本河内 3 丁目地区	本河内 3 丁目及び本河内 2 丁目の各一部	
9	奥山地区	本河内 4 丁目の一部	
10	田手原地区	田手原町、本河内 1 丁目及び本河内 3 丁目の各一部	
11	茂木西部地区	茂木町、田上 3 丁目の各一部	
12	千々地区	千々町の一部	
13	大籠地区	大籠町及び晴海台町の各一部	
14	川内町地区	川内町の一部	令和 3 年 10 月 1 日

「別図1」

三重田地区

(三重田町及び畦町の各一部)

三重田町自治会公民館

国道202号

区域のうち、都市計画法施行令第8条第1項第2号
口から二までに掲げる土地の区域及び都市計画法第29
条の規定により許可を受けた開発行為に係る土地の区域
で、当該許可に係る開発区域の面積が3,000㎡以上で
あるものを除いた区域

0 100 200 300 400 500 1000 (m)

「別図2」

現川地区

(現川町の一部)

現川公民館

現川駅

区域のうち、都市計画法施行令第8条第1項第2号
口から二までに掲げる土地の区域及び都市計画法第29
条の規定により許可を受けた開発行為に係る土地の区域
で、当該許可に係る開発区域の面積が3,000㎡以上で
あるものを除いた区域

0 200 400 600 800 1000 2000 (m)

「別図3」

間之瀬地区

(平間町及び松原町の各一部)

国道34号(長崎バイパス)

間の瀬中央公民館

滝の観音

〇 区域のうち、都市計画法施行令第8条第1項第2号口から二までに掲げる土地の区域及び都市計画法第29条の規定により許可を受けた開発行為に係る土地の区域で、当該許可に係る開発区域の面積が3,000㎡以上であるものを除いた区域

0 300 600 900 1200 1500 3000 (m)

「別図4」

松原地区

(松原町及び古賀町の各一部)

松原上床公園

上床自治会集会所

肥前古賀駅

国道34号

〇 区域のうち、都市計画法施行令第8条第1項第2号
口から二までに掲げる土地の区域及び都市計画法第29
条の規定により許可を受けた開発行為に係る土地の区域
で、当該許可に係る開発区域の面積が3,000㎡以上で
あるものを除いた区域

0 300 600 900 1200 1500 3000 (m)

「別図5」

中尾地区

(田中町及び現川町の各一部)

中尾中央公民館

中尾ダム

区域のうち、都市計画法施行令第8条第1項第2号ロから二までに掲げる土地の区域及び都市計画法第29条の規定により許可を受けた開発行為に係る土地の区域で、当該許可に係る開発区域の面積が3,000㎡以上であるものを除いた区域

0 300 600 900 1200 1500 3000 (m)

「別図6」

牧島地区

(牧島町の一部)

牧島町公民館

〇 区域のうち、都市計画法施行令第8条第1項第2号
口から二までに掲げる土地の区域及び都市計画法第29
条の規定により許可を受けた開発行為に係る土地の区域
で、当該許可に係る開発区域の面積が3,000㎡以上で
あるものを除いた区域

0 300 600 900 1200 1500 3000 (m)

「別図 7」

木場地区

(木場町の一部)

木場町公民館

木場公園

西山ダム

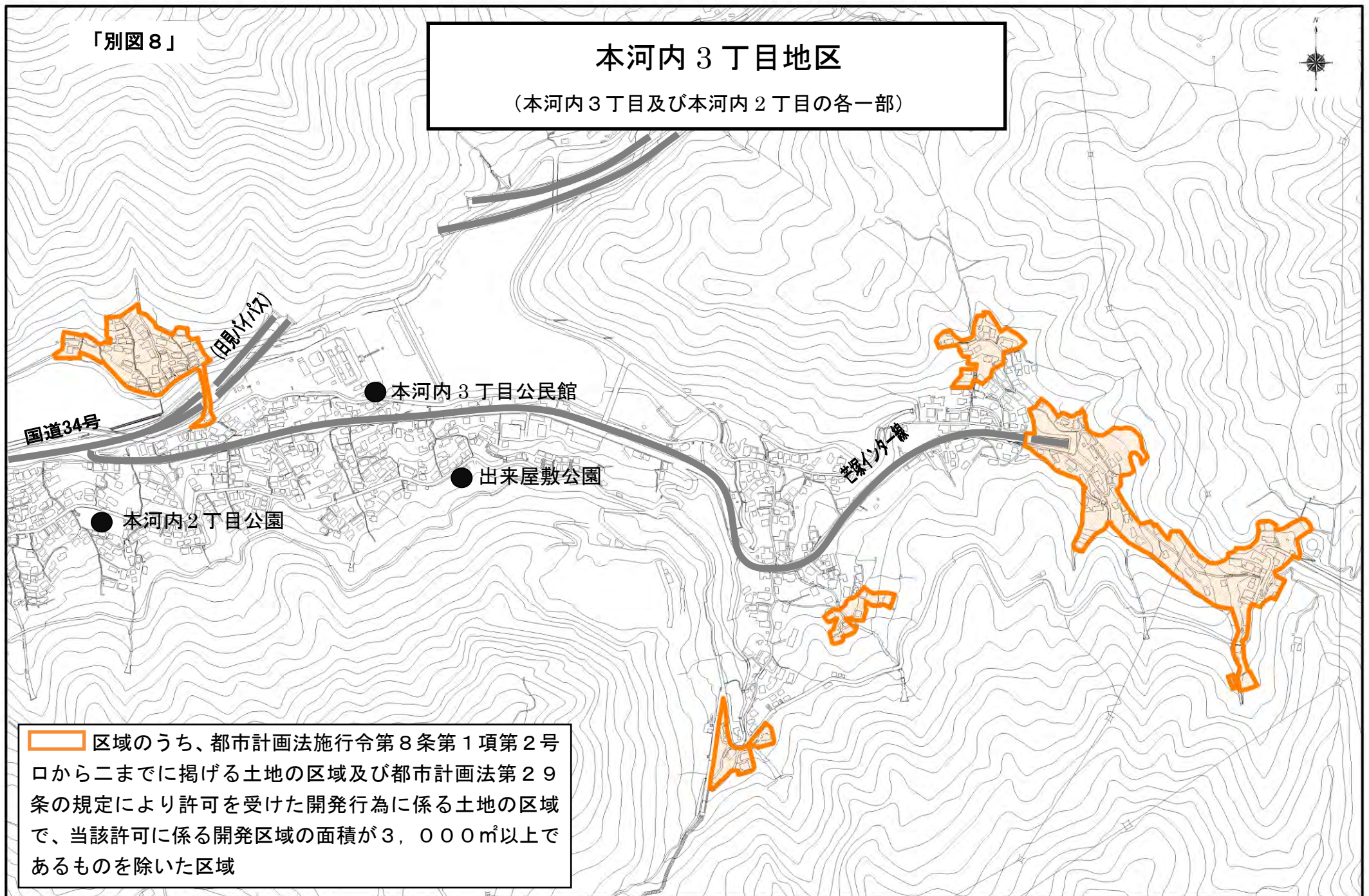
〇 区域のうち、都市計画法施行令第 8 条第 1 項
第 2 号ロから二までに掲げる土地の区域及び都市計
画法第 29 条の規定により許可を受けた開発行為に
係る土地の区域で、当該許可に係る開発区域の面積
が 3, 000 m² 以上であるものを除いた区域

0 100 200 300 400 500 1000 (m)

「別図 8」

本河内 3 丁目地区

(本河内 3 丁目及び本河内 2 丁目の各一部)



区域のうち、都市計画法施行令第 8 条第 1 項第 2 号
口から二までに掲げる土地の区域及び都市計画法第 2 9
条の規定により許可を受けた開発行為に係る土地の区域
で、当該許可に係る開発区域の面積が 3, 0 0 0 m²以上で
あるものを除いた区域

0 100 200 300 400 500 1000 (m)

奥山地区

(本河内4丁目の一部)



奥山集会所

本河内高部ダム

国道34号(日見M/7)

区域のうち、都市計画法施行令第8条第1項第2号
ロから二までに掲げる土地の区域及び都市計画法第29
条の規定により許可を受けた開発行為に係る土地の区域
で、当該許可に係る開発区域の面積が3,000㎡以上で
あるものを除いた区域

0 100 200 300 400 500 1000 (m)

「別図10」

田手原地区 (田手原町、本河内1丁目及び本河内3丁目の各一部)

田手原町公民館

区域のうち、都市計画法施行令第8条第1項第2号
口から二までに掲げる土地の区域及び都市計画法第29
条の規定により許可を受けた開発行為に係る土地の区域
で、当該許可に係る開発区域の面積が3,000㎡以上で
あるものを除いた区域

0 100 200 300 400 500 1000 (m)

茂木西部地区

(茂木町及び田上 3 丁目の各一部)

西部公民館

茂木港

国道324号

〇 区域のうち、都市計画法施行令第 8 条第 1 項第 2 号
口から二までに掲げる土地の区域及び都市計画法第 2 9
条の規定により許可を受けた開発行為に係る土地の区域
で、当該許可に係る開発区域の面積が 3, 0 0 0 m² 以上で
あるものを除いた区域

0 300 600 900 1200 1500 3000 (m)

「別図12」

千々地区

(千々町の一部)

千々町自治会集会所

区域のうち、都市計画法施行令第8条第1項第2号
ロからニまでに掲げる土地の区域及び都市計画法第29
条の規定により許可を受けた開発行為に係る土地の区域
で、当該許可に係る開発区域の面積が3,000㎡以上で
あるものを除いた区域

0 100 200 300 400 500 1000 (m)

大籠地区（大籠町及び晴海台町の各一部）

大籠町公民館

区域のうち、都市計画法施行令第8条第1項第2号ロから二までに掲げる土地の区域及び都市計画法第29条の規定により許可を受けた開発行為に係る土地の区域で、当該許可に係る開発区域の面積が3,000㎡以上であるものを除いた区域

0 100 200 300 400 500 1000 (m)

「別図14」

川内町地区

(川内町の一部)



川内町集会所

国道251号

区域のうち、都市計画法施行令第8条第1項第2号
口から二までに掲げる土地の区域及び都市計画法第29条
の規定により許可を受けた開発行為に係る土地の区域で、
当該許可に係る開発区域の面積が3,000㎡以上である
ものを除いた区域

0 125 250 500 750 1,000
メートル